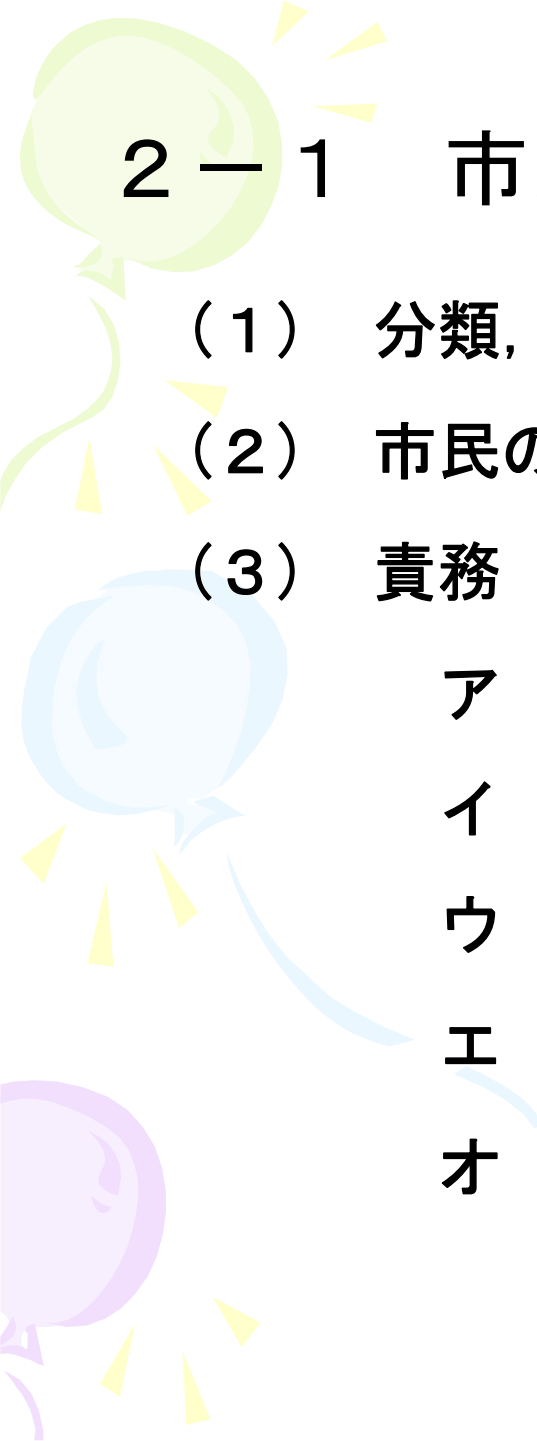


自治基本条例を考える会議

第2分科会検討結果

平成19年11月28日



2－1 市民の役割・権利・責務

(1) 分類, 定義

(2) 市民の権利

(3) 責務

ア 市民

イ 地域活動団体

ウ 非営利活動団体

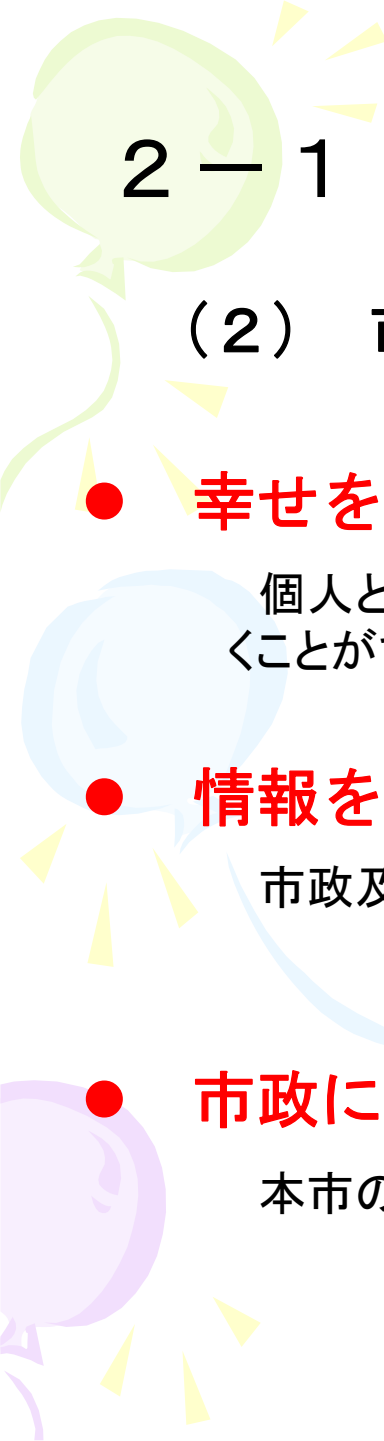
エ 事業者（企業等）

オ 市民等, 地域コミュニティ

2－1 市民の役割・権利・責務

(1) 分類, 定義

分類	定義
市民	市内に住み, 市内で働き又は市内で学ぶすべての人
地域活動団体	自治会その他の, 地域で自主的に活動を行う, 地域に根ざして形成された団体
非営利活動団体	公共的な課題に関して, 自主的に活動を行う団体で, 地域活動団体以外の非営利活動を行う団体
事業者 (企業等)	市内において, 事業活動を行うもの
市民等	市民, 地域活動団体, 非営利活動団体, 事業者及びその他各種団体
地域コミュニティ	市民等が互いに助け合い, 豊かな暮らしを築くことを目的として, 自主的に構成される人と人とのつながり



2－1 市民の役割・権利・責務

(2) 市民の権利

- **幸せを求めていく権利**

個人として尊重され、行政サービスの提供を受け、市民としての幸せを求めていくことができる。

- **情報を受ける権利**

市政及び公共的活動に関する情報の提供を受けることができる。

- **市政に参画する権利**

本市の発展及び快適な社会の形成を支えるため、市政に参画することができる。

2-1 市民の役割・権利・責務

(3) 責務 … ア 市民

● まちづくりに参加する責務

本市の発展及び快適な社会の形成を支えるため、自主的判断で、地域活動その他のまちづくりに参加するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

● 連帯感の醸成に協力する責務

地域での人と人との交流を大切にし、自然に連帯感が醸成されるよう協力しなければならない。

◎ 自己の情報を提供する責務

人の生命、身体、健康又は財産に及び危険を回避するため、市政又は地域活動に自己の情報を提供することに協力しなければならない。

● 自己研鑽に努める責務

市政に参画する権利を全うするため、市政に関する情報の収集その他の方法で、日々、自己研鑽に努めなければならない。

● 負担を分任する責務

本市の発展及び快適な社会の形成に伴う負担を分任していかなければならない。⁴

2－1 市民の役割・権利・責務

(3) 責務 … イ 地域活動団体

- **地域の一体感の醸成に努める責務**

それぞれの団体が協力し、地域の一体感の醸成に努めるとともに、市政に対する地域の意見がある場合には、市民の意見を聴き、集約を図るよう努めなければならない。

- **ネットワークづくりを進める責務**

それぞれの団体が情報交流に努め、地域内及び地域間のネットワークづくりを進めていかなければならない。

- **情報の共有及び発信に努める責務**

地域に住む市民との情報共有に努めるとともに、当該団体が有する情報を積極的に発信していかなければならない。

2－1 市民の役割・権利・責務

(3) 責務 … ウ 非営利活動団体

- **行政サービスでは満たされない市民ニーズにこたえる責務**

互いに助け合いの精神の下，行政サービスでは満たされない部分の市民ニーズにこたえ，市民の幸せづくりを支えるよう努めていかなければならない。

- **ネットワークづくりを進める責務**

それぞれの団体が情報交流に努め，ネットワークづくりを進めていかなければならない。

- **情報の共有及び発信に努める責務**

市民との情報共有に努めるとともに，当該団体が有する情報を積極的に発信していかなければならない。

2－1 市民の役割・権利・責務

(3) 責務 … エ 事業者（企業等）

◎ 従業員の家庭活動及び地域活動に配慮する責務

従業員の健康と幸せを尊重し、子育て、介護、ボランティア等、従業員が家庭又は地域社会で求められる活動に円滑に参加できるよう配慮しなければならない。

◎ 市民の住環境及び地球環境に配慮する責務

市政及び公共的活動に協力し、貢献するとともに、市民の住環境及び地球環境に配慮し、事業者の社会的責任を果たさなければならない。

◎ 従業員の人材育成と生産性の向上に努める責務

事業活動を行うに当たり、地域社会に貢献できる人の育成の視点を持ち、従業員の仕事と生活の調和を保ちながらも、生産性の向上が持続できるよう努めなければならない。

2－1 市民の役割・権利・責務

(3) 責務 … オ 市民等，地域コミュニティ

◎ 自立に努める責務

地域でできること，又は自らできることは，市民等自らが率先して行い，国及び地方公共団体と適切に役割と責任を担い合い，自立に努めなければならない。

◎ 人づくりに協力する責務

人づくりの要となる子育てが地域の連携の下に行われるよう協力していかなければならない。

◎ 地域を愛する心の醸成に努める責務

地域コミュニティにおいて，自らが担い手であることを認識し，市民等の世代間及び文化間の交流を通じ，地域を愛し，地域に貢献する心が醸成されるよう努めなければならない。

2-2

議会の役割，責務

- (1) 議会の役割
- (2) 議会の責務
- (3) 議員の責務

2-3

執行機関の役割，責務

- (1) 執行機関の役割
- (2) 執行機関の責務
- (3) 市長の責務
- (4) 職員の責務
- (5) その他



議会・執行機関の議論総括

- 各機関の役割

- 公正かつ誠実な職務の遂行

- 各機関の責務

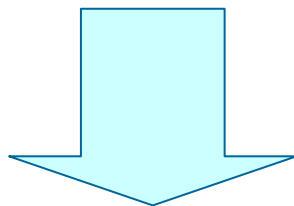
- 説明責任を果たす。
- 積極的な情報公開を行う。
- 自己研鑽を怠らない。

2-2 議会の役割, 責務

(1) 議会の役割

(2) 議会の責務

議会 = 直接選挙により選ばれた代表者たる議員で構成される意思決定機関

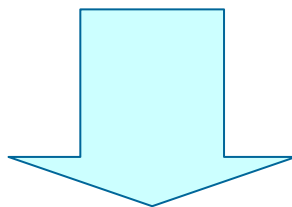


- 市民の意思が市政に反映されるように努めること。
- 市政運営が適正に行われるよう、監視機能、政策立案機能等の役割を果たすこと。
- 議会活動について、積極的に情報公開し、市民への説明責任を果たすこと。

2-2 議会の役割, 責務

(3) 議員の責務

議員 = 直接選挙により選ばれた市民の代表者



- 議員は、市民全体の利益及び福祉の向上を図るため、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- 議員は、市民全体の利益及び福祉の向上を図るため、自己研鑽に努めること。
- 議員は、自らの議員活動について、積極的に市民に情報を公開していくこと。

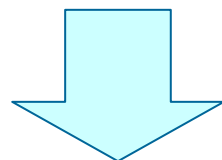
2-3 執行機関の役割, 責務

(1) 執行機関の役割

- ・ 執行機関は, 有効に資源・財源を活用し, 行政サービスの向上に努めること。

(2) 執行機関の責務

- ・ 積極的な情報公開
- ・ 一体的な行政サービスの提供

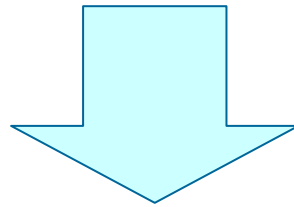


- 執行機関は, 資源・財源を有効に活用し, 公正かつ誠実に事務を処理し, 執行すること。
- 執行機関は, 職務の執行にあたり, 積極的に情報を提供するとともに, 市民への説明責任を果たすこと。

2-3 執行機関の役割, 責務

(3) 市長の責務

市長 = 直接選挙により選ばれた市の代表者



- 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行すること。
- 市長は、効率的・効果的な行財政運営を行うこと。

2-3 執行機関の役割, 責務

(4) 職員の責務

- 全体の奉仕者として, 公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- 一体的な行政サービスの提供に努めること。
- 効率的・効果的な行財政運営に努めること。
- 職員自身の自己研鑽に努めること。
- 地域の一員であることを自覚し, 市民とともにまちづくりの一翼を担うこと。